

## 1951年難民条約発効。1981年日本の加盟の歴史。

1951	難民の地位に関する国連全権委員会議で「難民の地位に関する条約（難民条約）」を採択。 （7月26日）
1954	難民条約発効（4月22日）
1967	「難民の地位に関する議定書」、発効。（10月4日）
1978	閣議により日本に一時滞在するベトナム難民の定住許可が認められる。 難民条約に加入していないため「難民に準ずる」独自資格。（4月）
1980	閣議了解により定住枠を500人から1,000人に拡大、インドシナ家族呼寄せの許可。 （6月）その後約1万人受け入れ。
1981	難民条約国会承認（6月5日） 加入書寄託（10月3日）公布（10月5日）
1982	難民条約、日本で発効。（1月1日）
2000	国連総会で「6月20日」を「世界難民の日」とすることを決定。（12月）
2003	東京都、警視庁、法務省、東京入管などと不法滞在者外国人を一掃する共同宣言。（10月）
2004	難民認定法一部改訂（施行2005年5月、附帯決議で3年後の改訂）（5月）改訂されず。
2005	マンドート難民のトルコ系クルド人を強制送還（1/19） 入管がイラン難民を強制送還、飛行機側が搭乗拒否したため送還できず（2月） 大阪でビルマ難民が高裁で勝訴、難民認定（5月）
2006	大阪で初めて「世界難民の日」集会を行う。この年以降毎年、在日難民の存在を知り、難民支援と新たな難民認定法を考える集会を行う。（6月） 「仮滞在制度」実質的に運用されず、難民の身柄拘束。
2007	ビルマ難民が各地入管で多数収容（約140名）。 関西学院大学で難民奨学生制度を日本で初めて開始（4月） 外国人労働者の雇用状況届けが義務化（10月～）…罰則300万円以内 拷問等禁止委員会が日本難民制度について勧告
2008	自民党外国人材交流推進議員連盟が「日本型移民政策の提言」を発表（6/12） 国連自由権規約委員会が日本の難民制度について勧告。（10月31日） 難民申請者が激増で、難民事業本部（外務省）の生活支給金をストップ。（12月6日） 難民申請者数が1000人を初めて突破（おもにビルマ難民）。
2009	新入管法成立（3年以内に施行）（5月） 世界難民の日関西集会以「新たな難民制度案」を発表（6月21日） 法務省入管局「在留特別許可にかかるガイドライン」の見直し（7月10日） 外務省が難民の生活給付金を100人分停止（7月25日） 裁判準備中のビルマ難民男性を強制送還（10月29日） 人道配慮「特定活動」のビルマ出身男性が自殺。 全国の入管で難民申請者が300名以上収容されていることがわかる（11月末） 日本語教育不十分で困窮 インドシナ難民調査 UNHCR 調査（12月） 難民審査参与員の大幅な増員 12月12人、2010年5月に15人に

	<p>難民認定3分の1に激減 1～9月、申請は最多に...認定率の激減</p>
2010	<p>愛知県警 難民申請中のルワンダ人男性逮捕 (1月)</p> <p>成田で強制送還のガーナ人死亡 (3月23日)</p> <p>人種差別撤廃委員会が日本の難民制度について勧告 (3月)</p> <p>入管で仮放免を求めて難民申請者らが給食拒否 (西日本入管3月、東日本入管5月)。</p> <p>入管局、難民認定にかかる期間を標準6カ月とし、3ヶ月毎に平均処理期間を公表すると発表 (7月16日)</p> <p>「難民研究フォーラム」設立 (7月)</p> <p>入国者収容所等施設委員会設置 (7月)</p> <p><b>第三国定住のパイロット・プロジェクトを開始</b>5家族27名が来日 (9月28日)</p>
2011	<p>名古屋入管で集団ハンスト 難民申請外国人ら処遇改善求める (4月)</p> <p>日本の難民条約加入30周年、1951年難民条約採択60周年 (11月)</p> <p><b>衆参両院において難民関連決議が全会一致で可決された。</b></p>
2012	<p><b>2011年の難民認定率が過去最低 (2月)一次0.3%、異議手続き1.6%</b></p> <p>法務省入国管理局、日弁連、なんみんフォーラム (FRJ) が覚書締結 (2月、)</p> <p>上記三者が官民連携によって難民認定手続等を改善すべく覚書を締結した。</p> <p>ルワンダ難民初認定 (9月) 名古屋</p> <p>第三国定住、第三陣ゼロ (9月)</p> <p>ホームレスとなる難民申請者が増加</p>
2013	<p>2013年難民認定率が過去最低 申請数過去最高2000人を超す。 (3月)</p> <p>難民フォーラム新難民法の提言発表 (6月)</p> <p>韓国新難民法施行 (7月)</p> <p>参与員の意見に反して法務大臣が難民不認定に (12月)</p> <p>法務省 難民認定制度に関する専門部会開催 (11月) 2014年12月までにまとめ。</p>
2014	<p>日弁連 難民認定制度及び難民認定申請者等の地位に関する提言。(2月)</p> <p>閣議決定 入管法改定 (特別登録者カード) (3月11日)</p> <p>行政不服審査法の一括改正の中に難民審理員が導入 (参与員が審理員を兼ねる。)</p> <p>衆議院 行政不服審査法一括改定可決。(5月23日)</p> <p>日弁連 行政不服審査法改定に伴う出入国管理及び難民認定法改定案に対する声明 (5月23日)</p> <p>法務省 第6次出入国管理政策懇談会報告書 て (12月26日)</p>
<p>全難連 ウィキペディア、難民事業本部、RAFIQ の資料から作成</p>	

## 日本での難民申請

日本に来て難民が申請するには、在留資格がある人とない人とは大きく待遇が違います。入管に収容されるのは、在留資格のない人です。

日本では、「難民申請者保護」という観点がなく、一番大変な入国時の保護はありません。

①在留資格がある時の申請…・正規パスポートを持っている。・観光などの在留資格がある人。・在留資格があり日本で生活していたが母国の政変などで帰れなくなった人。

難民申請をすると6ヶ月の特定活動（難民申請中であるため）の在留資格がもらえます。この在留資格は難民の決定まで6か月毎に更新されます。

最初の6か月は、就労資格がありません。

（ここでの生活の保障が大変です。）

次の更新の6ヶ月からは就労資格があります。難民が不認定になるとこの資格は取り消されます。

②在留資格がない時の申請…・正規パスポートを持っていない人。

（難民は出身国がパスポートを出してもらえなかったり、書類を提出できなかったりがあるので、ブローカーのパスポートを作ってもらい出国するしかない人がいます。）「不法入国」

・観光などの短期在留資格（1ヶ月、3か月など）があつたが、切れてから申請した人。「不法残留」

・職務質問、摘発などで在留資格がないことが判明した人。「不法残留」

・日本での犯罪で刑務所の刑期を終えたが、母国に帰れない人。「刑罰法令違反」

この人たちは、「入国管理法違反」で「退去強制令書」です。

出入国管理及び難民認定法（入管法）第24条で、退去強制事由に該当する外国人とされています。

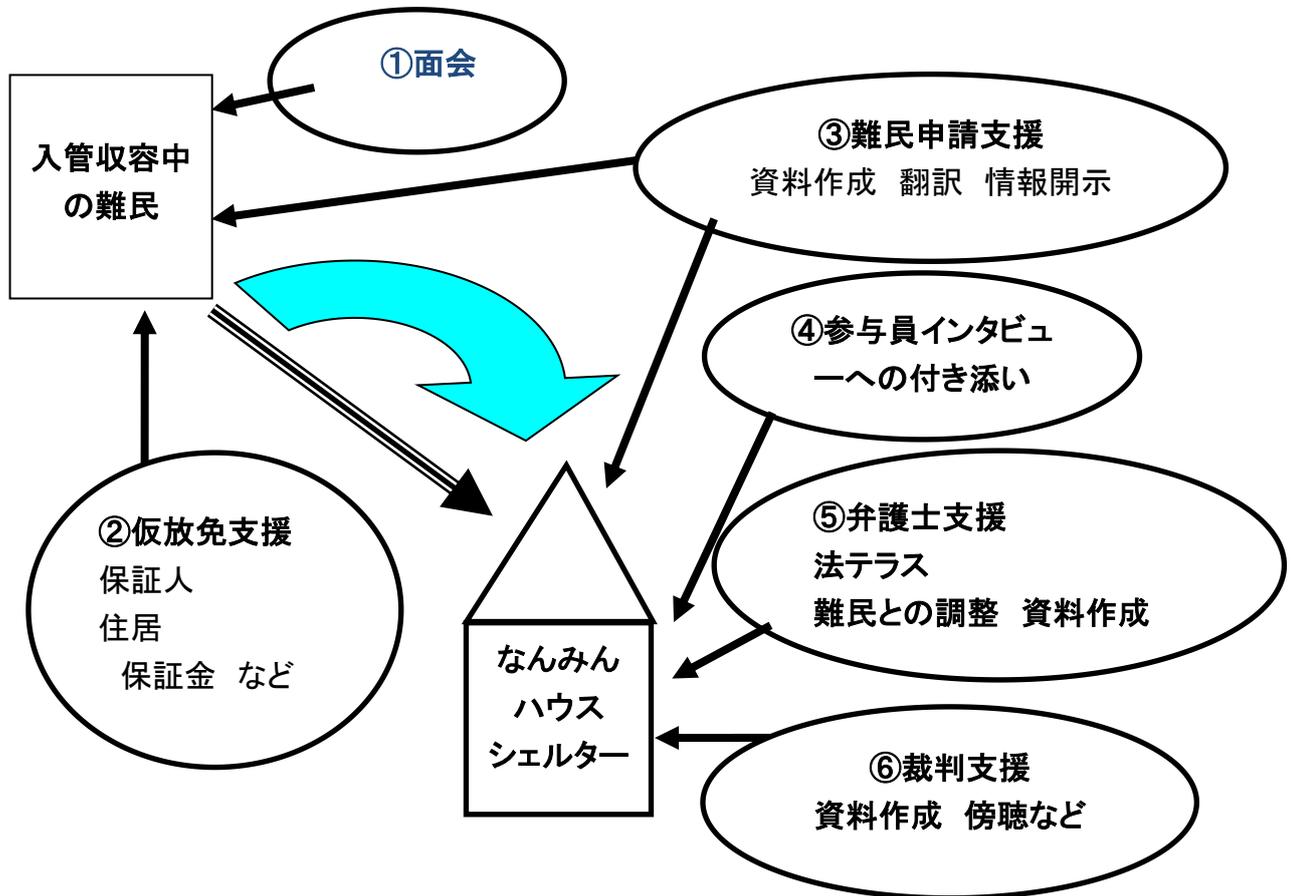
### 退去強制令書と収容の法律

入管法39条…国は退去強制手続きの対象となる外国人は、すべて収容令書に基づき収容するのが原則である。（全件収容主義）

退去強制手続きが出ると、外国人の送還及び送還可能な時まで収容することができる。（入管法52条）

## RAFIQ の支援 広がる難民支援の輪！……法的支援

難民申請者への支援がない中で、RAFIQでは多くの方とのネットワークで生活支援を行われるようになりました。



\*① 1回の西日本入国管理センターへの定例面会と随時面会。

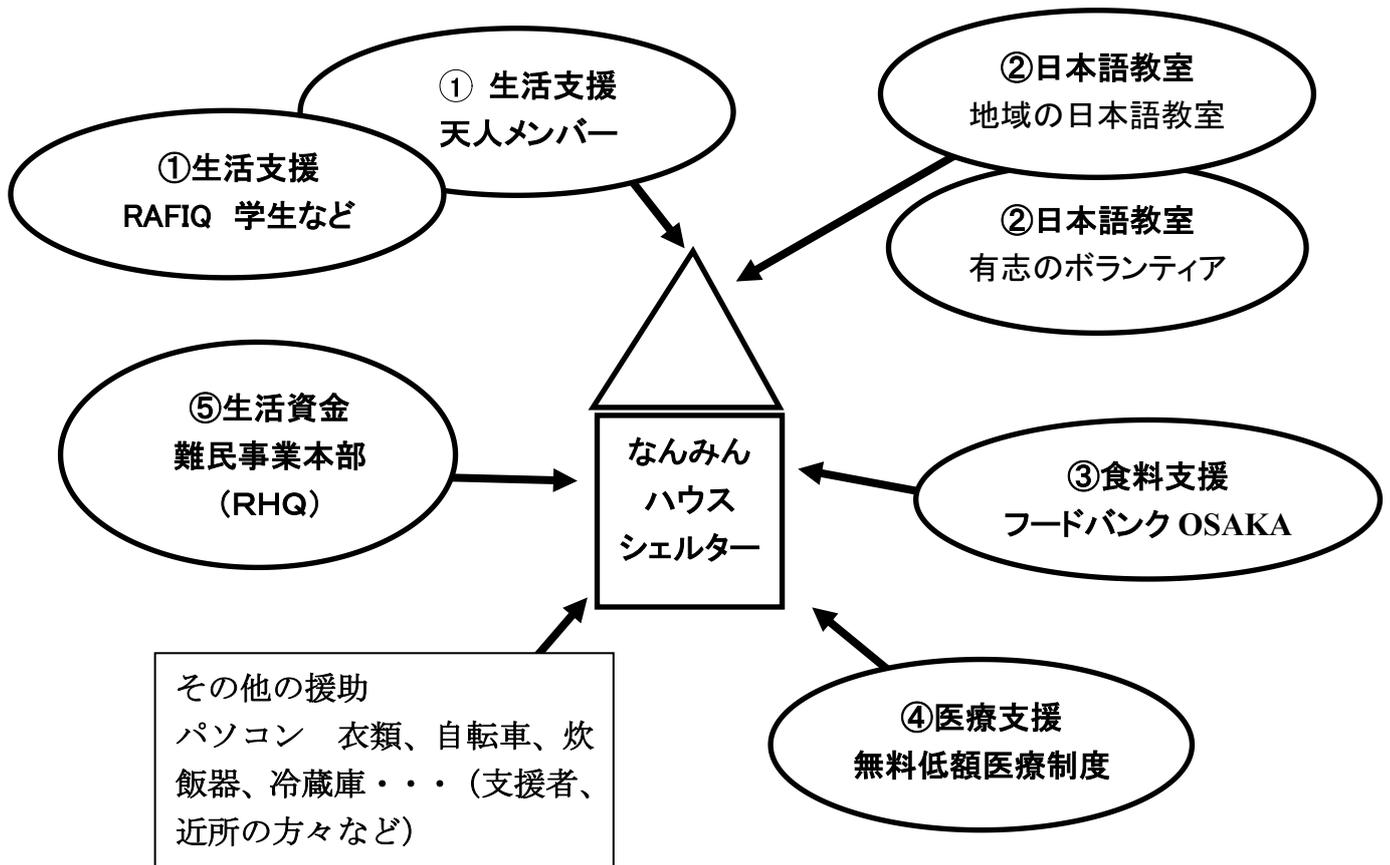
\*②仮放免のためには ・仮放免理由書の作成又はアドバイス。・保証人・住居・仮放免金（300万円以内）は必要です。

\*③難民の認定のためには難民本人に立証責任がありますが、日本語の文章や個人の「証拠」となるものを探し出し、日本の難民制度を伝えていくことも大切です。

\*④⑤⑥弁護士との打ち合わせに参加し証拠を探し翻訳などで難民本人と共に認定までの支援を行っています。

## RAFIQ の支援 広がる難民支援の輪！……生活支援

難民申請者への支援がない中で、RAFIQでは多くの方とのネットワークで生活支援を行われるようになりました。特に空港などで入管に直接収容され日本に知り合いのいない方には丁寧に支援するようにしています。



\*①生活支援…RAFIQでは買い物や電車の乗り方、ごみの分別などの日常生活の仕方。現在の日常では必須になっている携帯電話の買い方、パソコンができない方にはパソコンの使い方を教えています。(パソコンは寄付で) パソコンはスカイプなどで無料電話ができることと難民の証拠作成などに必要です。

「みんなの家協議会」と「天人メンバー」はシェルターの難民のいろいろな支援をお願いしています。郵便物など日本語で来るので読んでいただくことも必要です。

\*②③④すべて無料での支援です。

\*⑤就労資格のない方には生活資金が問題で難民事業本部からの給付金1日1500円住居費最大40000円を申請していますが給付までに1～2ヶ月かかり難民申請者の急増の中で長期の給付は難しくなっています。